

小松市における公民連携による施設整備等の検討に関するガイドライン

令和7年7月25日適用

はじめに

公共施設等の整備、所有及び運営（以下「施設整備等」という。）の最適化に資する公民連携（PPP／PFI）による多様な事業手法の活用は、本市行財政改革プラン等の重要な取組事項としての位置付けのもと、PFI事業による市営住宅の整備や各種公共施設への指定管理者制度の導入を始め、民間事業所の立地に係る定期借地権の設定や道路及び公園施設に係るESCO事業等様々なものを取り入れてきた。

また、国においても「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「国の指針」という。）」を定め、地方公共団体における公民連携による事業手法の導入を推進している。

こうした本市での取組状況や国の指針等を踏まえ、今後の施設整備等において、公設公営の従来型の事業手法に優先して公民連携による事業手法の導入を検討するための手順及び基準等を明らかにするため、以下の基本的事項を定めるものとする。

なお、このガイドラインは、国の指針に規定する本市の「優先的検討規程」とする。

1 検討の対象とする事業（以下「対象事業」という。）について

事業担当部署は、発案する事業が次のいずれかに該当する場合において、公民連携による多様な事業手法（整備や所有等に係るPFI法（平成11年法律第117号）に基づく各種方式やDBO方式、定期借地権方式、運営等に係る指定管理者制度や包括的民間委託等、民間の資金及びノウハウを活用して、民間主導による効率的な公共サービスの提供を図る事業手法をいう。以下「公民連携手法」という。）の導入を優先的に検討するものとする。ただし、発案する事業が災害復旧事業等の緊急性を有するものや、公設や公営が法令等で規定されているもの、他の公共団体の類似事例の調査やサウンディング型市場調査を通じて公民連携手法の導入が適切ではないことが認められるもの、その他優先的な検討を実施することの費用対効果が極めて小さいと認められるもの等については、この限りではない。

- ① 公共施設等の新規整備事業
- ② 公共施設等の再編（転用、集約化、複合化等）や運営等の見直しを図る事業
- ③ 市有地の未利用資産等の有効活用を図る事業
- ④ その他優先的な検討が必要と認める事業

2 検討の開始時期について

事業担当部署は、対象事業を発案し、整備や見直しに係る基本的な構想や計画等の策定に向けた調査企画活動の一環として、公民連携手法の導入を検討するものとする。

この場合において、資産マネジメントの推進部署（行政経営室及び財政課等）は、事業担当部署に当該検討の実施を求めるものとし、事業担当部署は、必要に応じて資産マネジメントの推進部署と協議を行うものとする。

3 適切な事業手法の選択について

事業担当部署は、対象事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最適な公民連携手法（複数案の選択を含む。）を選択するものとする。

選択する事業手法については、P F I法に基づく手法等一定の普及された制度のみならず、P a r k－P F I制度やG C F（ガバメントクラウドファンディング）、P F S（成果連動型民間委託契約方式）、公共団体間の広域的取組等の公民連携に関する比較的新しい手法等の選択も視野に入れたうえで、柔軟に検討するものとする。

4 選択した事業手法の評価について

事業担当部署は、選択した公民連携手法について、既存の類似施設での導入実績（指定管理者制度等）や、他の公共団体の類似事例の調査やサウンディング型市場調査の結果、その他の公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、当該手法の導入の適否を評価するものとする。

また、これらのほか、選択した公民連携手法を導入した場合の施設整備等に関する費用（ライフサイクルコスト）、民間事業者の便益、事業運用収支、資金調達や事務コスト等の条件から事業費総額を算出し、従来型の事業手法を導入した場合の当該条件と比較して当該公民連携手法を評価し、事業手法を特定することができるものとする。

これらの場合において、評価の基準や手順等については、国や専門機関等が示す各種マニュアルや手引書等を適宜活用するものとする。なお、事業担当部署での評価により難しい場合は、専門的知見の活用等により選択した公民連携手法の評価及び事業手法の特定を行うことができるものとする。

5 検討結果の公表について

事業担当部署は、対象事業に係る公民連携手法の導入の検討結果や特定した事業手法等について、適切な時期による市議会への報告その他の方法により公表するものとする。

以上